

特定商取引に関する法律の概要

「特定商取引に関する法律」は、訪問販売など消費者トラブルを生じやすい特定の取引類型^(注)を対象に、トラブル防止のルールを定め、事業者による不公正な勧誘行為等を取り締まることにより、消費者取引の公正を確保するための法律（旧称：訪問販売等に関する法律）。
(注)消費者からの苦情相談のうち、本法対象の取引類型に関連するものが6割以上。

1. 本法律の対象となっている取引類型

(消費者が自ら求めないのに、突然、勧誘を受ける)

1. 訪問販売

自宅への訪問販売、アポイントメントセールス(電話等で販売目的を告げずに事務所等に呼び出して販売)等

2. 電話勧誘販売

電話で勧誘し、申込を受ける販売

(事業者と対面して商品や販売条件を確認できない)

3. 通信販売

新聞、雑誌、インターネット等で広告し、郵便、電話等の通信手段により申込を受ける販売

(長期・高額 of 負担を伴う)

4. 特定継続的役務提供

長期・継続的な役務の提供とこれに対する高額 of 対価を約する取引(現在、エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚情報サービス、パソコン教室の6役務が対象)

(ビジネスに不慣れな個人を勧誘する)

5. 連鎖販売取引

個人を販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘させる形で、販売組織を連鎖的に拡大して行う商品・役務の販売
【悪質なマルチ商法を防止するための規制】

6. 業務提供誘引販売取引

「仕事を提供するので収入が得られる」と誘引し、仕事が必要であるとして、商品等を買って金銭負担を負わせる取引
【悪質な内職・モニター商法を防止するための規制】

2. 法律の内容

①行政規制

事業者に対して、消費者への適正な情報提供等の観点から、各取引類型の特性に応じて、以下の規制。違反に対しては、改善指示、業務停止の行政処分又は罰則。

i) 氏名等の明示の義務づけ

勧誘開始前に、事業者名などを消費者に告げることを義務づけ

iii) 広告規制

- ① 広告をする際には、重要事項を表示することを義務づけ
- ② 虚偽・誇大な広告を禁止

ii) 不当な勧誘行為の禁止

不実告知(虚偽説明)、重要事項(価格・支払条件等)の故意の不告知や威迫困惑を伴う勧誘行為を禁止

iv) 書面交付義務

契約締結時などに、重要事項を記載した書面を交付することを義務づけ

②民事ルール

消費者が意に反する契約により不当な損害を受けないよう、消費者による契約の解除を認め、また、事業者による法外な損害賠償請求を制限する等のルールを定める。

i) クーリング・オフ

契約後一定の期間(8日間等)、冷静に再考して、無条件で解約できる機会を消費者に与える制度

ii) 解約時の損害賠償制限等

特定継続的役務取引で、消費者が中途解約する際に、事業者が請求できる損害賠償額の上限を設定等